



BOYS LEAGUE
公益財団法人 日本少年野球連盟

岐阜中央ボーイズ規約

第一章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 本チームは、「岐阜中央ボーイズ」と称する。

(事務所所在地)

第2条 本チームは、愛知県一宮市北方町北方宮西 154-1（澤田和尚方）に事務所を置く。

第二章 目的及び活動

(目 的)

第3条 「公益財団法人日本少年野球連盟」の目的に準ずる。即ち、硬式野球を愛好する少年達に“正しい野球のあり方”を指導し、かつ野球を通じて心身を錬磨させ、スポーツマンシップ・チームワーク・規律などの大切さを体得させることに努め、さらに、日本全国や世界の野球仲間との広く大きい交友を求める積極的な気概を持たせることにも指導の力点を置き、次の時代を支える明朗な頼もしき少年達を育てることを目的とする。

(活 動)

第4条 本チームは、「公益財団法人日本少年野球連盟寄附行為」に則って、前条の目的に適う健全な指導のもとに次の活動を行う。なお、活動は土曜・日曜・祝日のみを原則とするが、長期休暇中には平日に活動する場合もある。

- ①練習 ホームグラウンドである境川グラウンド(岐阜聖徳学園大学野球場)において、全力を傾けて練習する。練習こそが活動の根幹である。
- ②大会参加 (1)連盟主催の公式大会、(2)支部主催の公式大会、(3)連盟所属のチームや協会が主催する地区(親善)大会に参加する。なお、参加する大会についての詳細は年度毎の「年間行事予定表」に示す。
- ③練習試合 お互いの野球技術の向上及び友好親善を旨とする練習試合を県内チームはもとより他府県チームとも活発に行う。
- ④その他 地域との交流を深める催しなどに積極的に参加する。

第三章 選手

(加入資格)

第5条 本チームに加入できるのは、“岐阜市あるいはその周辺地域”に居住する中学生及び小学生とする。

(入団者の決定)

第6条 所定の書類を提出した入団希望者について、指導部会で審査の上、入団の可否を決定する。

(活動参加)

第7条 選手は、チームが行う活動に積極的に参加しなければならない。

(規約の遵守)

第8条 選手は、チームの規約を守らなければならない。

(選手の心構え)

第9条 “岐阜中央ボーイズ団員の心構え”を次のように定める。

- (1) ボーイズリーグの選手であるという自覚を持って行動し、かつ中学生・小学生としての本分を忘れずに勉学に励む。
- (2) 指導者の指示に対して、少年らしい純良さで従う。
- (3) チームワークよく“団結”し、相助け合う“友愛”を大切にし、“規律”正しく行動し、“勇気”を奮い、“忍耐”強く頑張ることを心掛ける。
- (4) 『明るく、楽しく、元気よく!』をモットーとし、はつらつと活動する。

②試合に際しては、次の心構えで臨むこと。

- (1) いかなる場合にも対戦相手を誹謗することなく、親善交流を旨とした試合態度でなければならない。
- (2) 相手方の好プレーに対しては、賛辞を与える態度でなければならない。
- (3) 審判のいかなる判定にも不満な態度を取ってはならない。

(脱退及び除名)

第10条 選手が退団しようとするときは、その事由を付した届出書を提出し、球団代表の承認を得なければならない。

- ①他チームへの移籍は原則として認めない。
- ②チームの趣旨に反する行為があったときや、規約に定められたことに従わない場合には、指導部会及び役員会で審議の上、除名することがある。

第四章 チームの構成

(チームスタッフの編成)

第11条 球団代表は、目的を達成するために有効なスタッフの編成を期して、次の任務を行う。

- ①連盟規定に基づき、監督・コーチ・マネージャーを選任し、連盟に登録する。
- ②必要に応じて、総監督・アドバイザー・コーチ・サブマネージャーを選任し連盟に報告する。

(チーム編成)

第12条 選手のポジションの決定や大会へのエントリーメンバーの決定など、チームの編成に関するすべての決定は指導部が行う。

第五章 球団スタッフ

(統括スタッフ)

第13条 団活動の統括を担当する「統括スタッフ」とその役割を次のように定める。

- ①球団代表・団運営及び活動の統括責任者とする。球団スタッフ及びその代行者の任免を行う。
- ②球団副代表・球団代表を補佐し、代表に事故ある場合はその代行を務める。

(指導部と特別コーチ)

第14条 選手の指導は“指導部メンバーと特別コーチ”が行う。ただし、特別コーチは指導部からの依頼により、特定の日に指導するものとする。なお、指導部の構成を次のように定める。指導部は、(1)監督、(2)ヘッドコーチ、(3)アドバイザー、(4)コーチ、(5)マネージャーで構成する。

(球団会長と顧問)

第15条 球団に球団会長及び顧問を置くことができる。球団会長及び顧問は役員会に諮り球団代表が委嘱する。球団会長及び顧問は、団活動に関して球団代表その他役員の求めに応じて必要な助言を行う。

(球団審判部)

第16条 球団審判部は審判の視点から選手を指導する。また、球団審判部はボーイズリーグで定められたルールやマナーを保護者審判員(協力審判員)への指導も担当する。なお、審判部の構成を次のように定める。

球団審判部は、(1)球団審判部長、(2)球団審判部員で構成する。

(執行部)

第 17 条 執行部は、役員会及び総会で協議する事項について、前もって資料集めや試案作成を行うことをその任務とする。なお、執行部の構成を次のように定める。

執行部は、(1)球団代表、(2)球団副代表、(3)監督、(4)事務局長、(5)球団会計、(6)マネージャー、(7)保護者会長で構成する。

第六章 球団役員

(球団役員)

第 18 条 球団役員については次のように定める。

①下記四役を球団の運営等を担当する球団役員とする。

(1)球団代表、(2)球団副代表、(3)事務局長、(4)球団会計

また、球団代表が指名し承認を受けた会計監査を“球団会計を監査する球団役員”とするほか、球団会長は球団代表の求めに応じ必要な助言を行うオブザーバーとする。

②球団代表は連盟規約に基づき、球団役員を連盟に報告する。

第七章 運営機関

(指導部会)

第 19 条 指導部会の構成と役割を次のように定める。

①指導部メンバーと球団代表で構成し、議長は監督が務める。また、必要に応じて指導部以外の人を召集することができる。

②チーム全体及び選手個人の指導方法、練習計画、指導日の割振り、大会参加や練習試合の決定など、チームの目的達成のための協議する事をその役割とする。

(役員会)

第 20 条 役員会の構成と役割を次のように定める。

①球団役員で構成し、議長は球団代表が務める。また、必要に応じて監督及び保護者会役員を招集することができる。

②球団の運営他、選手の指導面以外の諸事全般について協議決定する。

(保護者会)

第 21 条 保護者会の構成と役割を次の通りとする。

①全保護者で構成し、保護者会役員として、会長 1 名、副会長若干名のほか、必要に応じ役員を選出する。

②側面より団活動に協力・支援することをその役割とする。

(総会)

第22条 総会の構成、その他を次のように定める。

- ①球団スタッフ全員及び保護者会会員全員で構成し、議長は球団代表が務める。
- ②委任状を含めて、3分の2以上の出席で成立する。
- ③1月末に「定期総会」を、9月始めに「臨時総会」をそれぞれ開催する。ただし、球団代表が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- ④総会は、団の最高決定機関である。
- ⑤規約の改正は、総会の承認を得なければならない。

第八章 会計

(運営費用)

第23条 本チームは、入団金、団費及び寄付金、その他をもって運営する。

入団金・・・ 10,000円

団費・・・ 10,000円(月額)

ただし、病気あるいはケガにより1ヶ月を超え休団する場合には団費を徴収しない。また、一旦納入された入団金及び団費は原則として返却しない。

- ②登録料、傷害保険料などは実費を徴収する。
- ③遠征、合宿などの費用は別途、徴収する。
- ④団費の納入期間は、最終学年の12月までとし、月払いを原則とする。
- ⑤団活動が終了する最終学年の9月以降は団費を半額とし、この期間については一括払いを認める。なお、団活動については団費納入期間に関わらず、個別の参加を可能とする。
- ⑥同一世帯から複数名が同時に在団する場合の団費は、年長者(兄姉)のみ通常の月額を徴収し、年少者(弟妹)については半額とする。
- ⑦同一世帯から複数名が順次または同時に入団する場合の入団金は、年長者(兄姉)のみの徴収とする。

(会計期間と会計監査)

第24条 会計期間は1月1日より12月31日までの1年間とする。

- ②球団の会計報告は、会計監査を経た上で、総会の承認を受けなければならない。

第九章 安全と責任

(安全管理)

第 25 条 団は選手の健康管理、安全確保に留意し、活動中に事故のないよう努めなければならない。

②団員は指定のスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

(責任の範囲)

第 26 条 団活動中において、選手及び指導者に万一事故、また第三者に損害を与えた場合、その賠償については団の契約した賠償責任保険金額の支払の範囲とする。なお、治療費はすべて自己負担とし、団は傷害保険金受け取りの事務手続きを援助するのみとする。

②公式戦、練習試合の遠征に伴う移動中の事故について、球団は一切の責任を負わない。

第十章 補 則

(補 則)

第 27 条 本規約に定めのない事項については、球団代表がその内容に応じた会議を開催し、協議して決定する。

(施行期日)

第 28 条 この規約は平成 28 年 1 月 17 日より施行する。

昭和 59 年	7 月	1 日	制定
平成 6 年	3 月 27 日		改正
平成 6 年	12 月 18 日		改正
平成 20 年	1 月	1 日	改正
平成 23 年	9 月	1 日	改正
平成 24 年	1 月 29 日		改正
平成 26 年	1 月 25 日		改正
平成 28 年	1 月 17 日		改正